

静岡県情報公開条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月26日

静岡県知事 川勝平太

#### 静岡県規則第4号

静岡県情報公開条例施行規則の一部を改正する規則

静岡県情報公開条例施行規則（平成13年静岡県規則第13号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(出資法人) <b>第14条</b> 条例第31条第1項に規定する規則で定める法人は、次に掲げる法人（静岡県公立大学法人、公立大学法人静岡文化芸術大学及び地方独立行政法人静岡県立病院機構並びに静岡県住宅供給公社、静岡県道路公社及び静岡県土地開発公社を除く。）とする。  (1)・(2) (略)	(出資法人) <b>第14条</b> 条例第31条第1項に規定する規則で定める法人は、次に掲げる法人（静岡県公立大学法人、公立大学法人静岡文化芸術大学、 <u>公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学</u> 及び地方独立行政法人静岡県立病院機構並びに静岡県住宅供給公社、静岡県道路公社及び静岡県土地開発公社を除く。）とする。  (1)・(2) (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

#### 附 則

この規則は、公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学の成立の日から施行する。